

## 就学援助 新入学学用品費の入学前支給のご案内



### 1 就学援助とは…

紀の川市では、経済的理由でお困りの方に対して、小中学生の学習が妨げられないよう就学援助費を支給しています。

就学援助費のうち、入学準備に必要な「新入学学用品費」について、入学前に支給します。就学援助費の対象になる方で「新入学学用品費」の入学前支給を希望される方は、下記の内容をご確認いただき、必要書類を添えて申請してください。

### 2 新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の(1)～(3)の要件にすべて該当する方

- (1) お子様は令和7年4月に国公立の小・中学校に入学予定の方 ※私立学校は対象外
- (2) 紀の川市に居住している方 (住民票がある方)
- (3) 下記③の就学援助費の要件に該当する方

### 3 就学援助費の対象となる要件について

次の1～6のいずれか1つの要件に該当すれば、就学援助費を受けることができます。

認定要件	証明書類
1 令和5年4月以降に、生活保護の停止・廃止を受けた方	生活保護廃止(停止)決定通知書の写し
2 保護者が市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税のうち、いずれかの税目が減免された方	該当する税目の減免通知書の写し
3 市民税非課税の世帯 ※世帯全員が非課税であること(高校生以下を除く)	「地方税関係情報の確認に係る同意書」の提出または、令和6年度非課税証明書のいずれか(所得・控除額の記載があるもの)
4 国民年金保険料の免除を受けている方 ※免除されている方が申請者となります	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し(免除されている申請者の分で免除期間内のもの)
5 児童扶養手当の支給を受けている方 ※児童手当・特別児童扶養手当は対象外です	児童扶養手当証書の写し(有効期限が令和7年10月31日までのもの)
6 失業・病気などの事情により、収入が著しく減少し、子供の就学について援助が必要と認められる方	まず、教育総務課まで連絡ください。 (民生・児童委員及び園長の意見書、課税証明書、給与支給明細書等その状況による証明書類を提出)

◎ 3・6では、同じ家に住んでいる方(祖父母・兄弟姉妹等)を同一世帯とみなします。例えば同居住所内に祖父母がいる場合は、たとえ住民票は別であっても同居とみなし世帯に含めます。また、父親または母親が単身赴任等で世帯が別であっても世帯に含めます。

◎ 2・3・6に該当する方で、令和6年1月1日時点で紀の川市に住民票がない方は、その時点で住民票のある市町村が発行する通知書(証明書)を取得し添付してください。

### 4 申請について

受付期間	令和6年11月1日(金)から令和7年1月24日(金)まで (持参の場合 平日の8:45から17:30までの間)
提出場所	紀の川市役所 教育委員会 教育総務課 (本庁舎4階44番窓口) ※郵送可 1月24日(金)当日消印有効(郵送先は右側下)
申請に必要なもの	① 新入学学用品費等入学前支給申請書(市ホームページにも掲載) ② 就学援助の上記認定要件に応じた証明書類(いずれか1つ) ③ 申請者名義の普通預金通帳の写し(口座番号等が確認できるページ)  ※②、③の書類を持参していただければ、窓口で記入し、提出していただくことができます
支給額	お子様1人あたり 57,060円(予定)
支給時期	3月中旬

### 5 認定と支給について

教育委員会から申請者宛に認定・不認定のお知らせをし、認定の場合は支給時期に指定口座に振り込みます。審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。

次の①～④に該当する場合は支給対象にはなりません。これらに該当し支給を受けた場合は、支給金額を返還していただきます。

- ① 令和7年3月末日までに紀の川市外に転出する場合
- ② 申請内容に虚偽があった場合
- ③ 家庭状況等の変化により認定要件にあてはまらなくなった場合
- ④ 生活保護を受給している場合

### 6 留意事項

- ・受付期間を過ぎてからの申請は受け付けることができませんので、ご注意ください。
- ・受付期間中に認定要件に該当せず申請できなかった方は、入学後、学校を通じて就学援助費について案内と申請書を配布しますので、それに沿って提出してください。認定となれば、『新入学学用品費』も他の費目と併せて7月に支給します。
- ・〔認定要件 4〕で申請される方は、免除を受けている人を申請者としてください。
- ・〔認定要件 6〕で申請される方は、まずは下記問い合わせ先までご連絡ください。

### ■ Q & A (よくある質問を掲載しましたので参考にしてください。)

Q1. 入学前に支給を受けたら、入学後の就学援助費(学用品費等)も自動的に支給されますか？

A1. 審査の基準が異なるため、自動的に支給となりません。入学後(4月)に学校から配布される案内に沿って申請してください。

Q2. 入学前に市外へ引っ越し予定です。申請できますか？

A2. 4月以降も引き続き紀の川市に居住する方が対象となりますので、市外へ転出される方は申請できません。転出先の教育委員会にお問い合わせください。

Q3. 『3』の要件で申請しようと思うのですが、同居している住民票を別にしてる祖父が課税されてました。申請できますか？

A3. 住民票を別にしていても同居している方が1人でも課税されている場合は、就学援助費の対象とはなりません。

Q4. 『3』の要件で申請する場合、非課税証明書はいつの分のものが必要ですか？

A4. 令和6年度(令和5年分)の所得の内訳、所得控除の内訳、税額等が記載された非課税証明書が必要です。

また、非課税である旨の文言のみの証明書は受け付けできません。未申告の場合、申告が必要です。

Q5. 申請するのを忘れてしまいました。新入学学用品費は支給してもらえないのでしょうか？

A5. 入学後に学校で配布される案内に沿って就学援助費申請書を学校に提出してください。4月認定の児童生徒の保護者を対象に、他の費目と合わせて7月に支給します。



<問い合わせ・郵送先> 〒649-6492 紀の川市西大井338番地  
紀の川市教育委員会 教育総務課 学校教育班  
(電話: 0736-77-2511)



申請される方は裏面の記入例もご覧ください